

平成 22 年 5 月 14 日

お客様各位

関信用金庫

「中小企業金融円滑化法」に基づく体制整備等の措置の概要および 対応措置の状況の開示について

平素は格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「中小企業金融円滑化法」に基づき、当金庫がとった体制整備等の措置の概要および平成 22 年 3 月末時点での対応措置の状況について、下記の通りお知らせいたします。

金融円滑化基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢を整備してまいります。

- ・ 平成 22 年 1 月 28 日、金融円滑化管理責任者を融資部担当理事と決めました。金融円滑化管理責任者は適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- ・ 平成 22 年 1 月 28 日、本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定したうえで、平成 22 年 3 月 25 日「金融円滑化マニュアル」を定め、金庫全体に周知

させています。

- ・ 平成 22 年 1 月 29 日、条件変更に対し尚一層適切に対応するため、与信取引に関するお客様への説明を適切かつ十分に行うための与信取引の説明マニュアルを改正しました。
- ・ 平成 22 年 3 月 26 日、「金融円滑化対策委員会規程」を定め、理事長を委員長とする「金融円滑化対策委員会」を設置して、金融円滑化の取組みが適切に行われるように管理していきます。
- ・ お客様への経営相談、経営指導、経営改善を行うために経営相談室を設置しており、平成 22 年 3 月 26 日、「経営改善支援取扱規程」を定め、経営不振に陥っているお客様に対して、経営改善計画策定のための支援および経営改善実行のための助言・進捗管理に努めていきます。

【営業店の体制】

金融円滑化責任者	部店長
金融円滑化担当者	融資役席者
金融円滑化苦情相談窓口	コンプライアンス担当者

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

関信用金庫 業務部 電話番号 0120-21-8156（フリーダイヤル）
受付時間 平日午前 9 時～午後 5 時

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,231	7,054				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1,691	5,049				
うち、実行に係る貸付債権の額	415	3,911				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	16				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	1,276	1,081				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	40				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	539	2,004				
うち、実行に係る貸付債権の額	207	1,619				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	331	358				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	26				

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	131	481				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	62	224				
うち、実行に係る貸付債権の数	29	170				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	33	48				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	69	257				
うち、実行に係る貸付債権の数	20	193				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	49	56				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	8				

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,200	2,796				
うち、実行に係る貸付債権の額	150	2,413				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	1,050	373				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	8				

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	30	97				
うち、実行に係る貸付債権の数	8	81				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	22	12				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	162	317				
うち、実行に係る貸付債権の額	18	147				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	130	102				
うち、取下げに係る貸付債権の額	13	67				

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	16	37				
うち、実行に係る貸付債権の数	1	15				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	14	15				
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	7				